

意見書案第5号

手話言語法の制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成26年10月1日

羽曳野市議会

議長 今井利三殿

提出者

羽曳野市議会議員

若林信一

花川雅昭

田仲基一

笠原由美子

松井康夫

林義和

手話言語法の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成 18）年 12 月に採決された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成 23）年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、本市議会は、国及び政府に対し、下記事項を組み込んだ「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望する。

記

1. ろう者（児）の家族や身近な人たちに、手話に関する情報提供と、手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使えよう教育環境づくりを進めること。
2. 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に普及するとともに、国民が手話に触れ、手話を習得できるために環境づくりを進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 1 日

大阪府羽曳野市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
厚生労働大臣

各あて